

写

1 人委給第 178 号
令和元年 9 月 25 日

福岡県議会議長 栗原 渉 殿

福岡県知事 小川 洋 殿

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について

福岡県人事委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、一般職に属する福岡県の職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

なお、同法に規定するこの制度の趣旨にかんがみ、この勧告の完全な実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与等の実態、民間の給与、生計費その他の職員の給与決定等に関係のある諸事情について調査し、検討を行ってきたので、その結果を報告する。

1 人事委員会勧告制度の基本的な考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、「社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない」とするとともに、給与については、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と、給与以外の勤務条件については、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」としている。

また、地方公務員には、その地位の特殊性及び職務の公共性にかんがみ、憲法で保障された労働基本権が制約されていることから、その労働基本権制約の代償措置として、人事委員会の勧告制度が設けられている。

これらを踏まえ、本委員会は、県内民間事業所における給与等の実態、国や他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を総合的に検討し、職員の給与等に関し報告及び勧告を行っている。中でも、職員の給与水準の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、県内民間事業所の従業員の給与を詳細に調査・把握し、職員の給与水準を民間事業所の従業員のそれと均衡させることを基本としている。

2 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握するため、「平成31年県職員給与等実態調査」を実施したが、その概要は次のとおりである。

(1) 職員の構成

職員には、その従事する職務の種類に応じ、行政職、医療職、研究職、特定

獣医師職、公安職、教育職、任期付職員の7種9給料表が適用されている。職員数は、全職員で39,091人（昨年38,608人）、行政職給料表適用職員で8,869人（同8,887人）であり、平均年齢は、全職員で41.6歳（昨年42.1歳）、行政職給料表適用職員で42.1歳（同42.5歳）である。（参考資料第1表）

職員数を10年前の平成21年4月と比較すると、全職員で10,794人（21.6%）（うち、行政職給料表適用職員では269人（2.9%））減少し、平均年齢は、全職員で2.5歳（行政職給料表適用職員では1.6歳）低下している。

なお、10年前と比較して全職員数が大きく減少しているのは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正により、平成29年4月1日から、指定都市が設置する義務教育諸学校の教職員に係る給与等については指定都市が負担することとされたためである。

[参考] 全職員数：平成28年4月1日（48,738人）、平成29年4月1日（38,220人）

(2) 平均給与月額

行政職給料表適用職員（8,869人）の平均給与月額は383,116円（昨年385,380円）であり、医療職給料表等他の給料表の適用を受ける職員を含めた全職員（39,091人）の平均給与月額は397,347円（同400,239円）である。（参考資料第3表）

なお、平均給与月額について、給料表水準の引下げ改定が始まった平成14年度の改定前の額と比較すると、行政職給料表適用職員では8.1%、全職員では12.5%、それぞれ減少している。

3 民間の給与

(1) 最近の状況

「毎月勤労統計調査地方調査」（福岡県、事業所規模30人以上）によると、本年4月のパートタイム労働者を除く一般労働者の所定内給与の額及び所定外給与の額は、それぞれ昨年4月に比べ1.8%及び2.7%減少している。

(2) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との比較・検討を行うため、人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,211事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した543事業所を対象に、「2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査」を実施し、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、特別給や諸手当の支給状況等について調査した。（参考資料第13表～第23表）

ア 初任給の状況

民間における初任給の改定状況をみると、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で32.7%（昨年30.9%）、高校卒で16.3%（同18.7%）となっている。そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で39.7%（同37.0%）、高校卒で55.1%（同44.3%）であり、大学卒で2.7ポイント、高校卒で10.8ポイントそれぞれ増加している。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で60.3%（同63.0%）、高校卒で44.9%（同55.7%）であり、大学卒で2.7ポイント、高校卒で10.8ポイントそれぞれ減少している。

（参考資料第14表）

イ 給与改定の状況

民間における給与改定の状況をみると、表1のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は37.3%（昨年37.2%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同0.2%）となっている。

表1 民間における給与改定の状況

（単位：%）

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	37.3	7.3	0.0	55.4
課長級	29.2	10.1	0.0	60.7

（注） ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、民間における定期昇給の実施状況をみると、表2のとおり、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は88.3%（昨年90.0%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は25.4%（昨年24.1%）、減額となっている事業所の割合は4.8%（同3.9%）となっている。

表2 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
	定期昇給実施					定期昇給 中止	
	増額	減額	変化なし				
係員	88.6	88.3	25.4	4.8	58.1	0.3	11.4
課長級	80.9	80.7	24.1	4.7	51.9	0.2	19.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

4 本年の職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

「平成31年県職員給与等実態調査」及び「2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務にあつては行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員に相当する職員（行政職給料表適用職員のうち、福祉職、海事職及び医療技術職員等並びに本年度の新規学卒の採用者等を除く7,751人）、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、その較差は、表3のとおり、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均528円（0.14%）下回っていた。（参考資料第4表、第17表）

表3 職員給与と民間給与との較差

民間の給与(A)	行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員に相当する職員の給与(B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
371,781円	371,253円	528円 (0.14%)

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、表4のとおり、年間で平均所定内給与月額 \times 4.48月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.45月分)が民間事業所の特別給の支給割合を0.03月分下回っていた。

表4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	342,503円
	上半期 (A2)	345,800円
特別給の支給額	下半期 (B1)	745,456円
	上半期 (B2)	794,527円
特別給の支給割合	下半期 (B1)/(A1)	2.18月分
	上半期 (B2)/(A2)	2.30月分
	年 間	4.48月分

(注) 「下半期」とは平成30年8月から平成31年1月まで、「上半期」とは平成31年2月から令和元年7月までの期間をいう。

5 職員給与と国家公務員給与との比較

(1) ラスパイレス指数

総務省が行った地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する職員の平成30年4月1日における給与水準について、その俸給額と給料額とをラスパイレス方式により対比させて比

較、算出したラスパイレス指数は101.1となっている。

表5 職員と国家公務員との比較（ラスパイレス指数）

国家公務員	職員
100.0	101.1

(2) 平均給与月額

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する職員とを比較すると、本年4月の平均の給料(俸給)の月額では、職員(330,348円)が国家公務員(329,433円)を915円上回っているが、諸手当を加えた平均給与月額では、職員(371,253円)が国家公務員(411,123円)を39,870円下回っている。

表6 民間給与との比較を行う国家公務員及び職員の平均給与月額

職員区分	平均給与月額		
	平均給与月額	給料(俸給)の月額	諸手当月額
	円	円	円
国家公務員(A)	411,123	329,433	81,690
職員(B)	371,253	330,348	40,905
(A) - (B)	39,870	△915	40,785

(注) 国家公務員及び本県職員の平均給与月額、給料(俸給)の月額及び諸手当月額は、令和元年の人事院勧告参考資料第3表その1及び本県勧告参考資料第4表による。

6 物価及び生計費

総務省統計局の消費者物価指数は、本年4月において、昨年同月に比べ、全国では0.9%、福岡市では0.7%それぞれ上昇している。(参考資料第25表)

また、本委員会が同局の家計調査を基礎として算定した本年4月における福岡市の標準生計費は、表7のとおりである。(参考資料第24表)

表7 本年4月における福岡市の標準生計費

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
114,810円	137,940円	178,810円	219,680円	260,560円

7 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月7日、国家公務員の給与に関する報告及び勧告を行い、併せて人事管理に関する報告を行った。

月例給については、民間事業所における賃金引上げの動きを反映して、民間給与が国家公務員給与を平均387円上回ることとなり、6年連続となる引上げを勧告した。また、特別給についても、民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が国家公務員の年間の平均支給月数を上回っており、0.05月分の引上げを勧告した。

また、住居手当については、公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げること及びその原資を用いて手当の額の上限を引き上げること勧告した。

国家公務員の人事管理に関する報告においては、公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚について働きかけるなど一層の対応に努力すること、また、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進することとしている。

その概要は、別記のとおりである。

む す び

職員の給与決定に関係のある諸情勢については以上述べてきたとおりである。また、給与以外の勤務条件や人事管理に関する状況・課題等を踏まえて総合的に検討した結果、職員の給与その他の勤務条件等についての本委員会の意見は、次のとおりである。

1 給与について

(1) 本年の給与の改定

ア 改定の考え方

(ア) 月例給

前記4(1)のとおり、本年4月分の給与において、職員の月例給が民間給与を528円(0.14%)下回っていたことから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年4月分の給与の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

改定に当たっては、基本的な給与である給料を引き上げる必要がある。

(イ) 特別給

前記4(2)のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.45月分)が民間事業所の特別給の支給割合を0.03月分下回っていた。このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することが適当である。

イ 改定の内容

(ア) 給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、本年の公民較差の状況及び人事院勧告で示された行政職俸給表(一)の改定内容を勘案して、給料月額を引き上げる改定を行う必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、給料月額の改定を行う必要がある。

(イ) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.5月分とする必要がある。

支給月数の引上げ分は、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合が均等になるように配分することが適当である。

また、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、支給月数を引き上げる必要がある。

(2) 住居手当の改定

本年、人事院は、住居手当について、支給対象となる家賃額の下限及び最高支給限度額をそれぞれ引き上げる勧告を行った。

本県においても、地方公務員法に規定する均衡の原則にかんがみ、住居手当について、人事院勧告の内容に準じて、令和2年4月1日から、支給対象となる家賃額の下限及び最高支給限度額をそれぞれ引き上げる必要がある。

なお、任命権者においては、この改定に伴い手当の額が減額となる職員について、本県の実情を考慮して所要の経過措置を講ずることが適当である。

(3) 給与制度の総合的見直し

本県においては、平成27年4月から、給料表水準を平均2%引き下げた上で、諸手当を含めた地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分を見直すことを内容とする給与制度の総合的見直しを実施し、令和2年4月1日に完成させることとしている。

この給与制度の総合的見直しの完成に伴い、平成23年1月から手当の額を3%引き下げている管理職手当については、当該引下げ前の手当の額に相当する額に改定する。

(4) その他の課題

試験研究機関において、試験研究又は調査研究の業務に従事する獣医師については、優秀な人材を安定的に確保する観点から、家畜保健衛生所や保健福祉環境事務所等に勤務する獣医師に対する初任給調整手当の支給額を勘案し、その初任給等の水準の在り方について検討する必要がある。

2 人材の確保及び育成について

(1) 有為な人材の確保

本委員会では、本県職員の仕事の魅力ややりがいを発信し、有為な人材の確保につなげるため、事務系・技術系職員採用ガイダンスや女子学生を対象とした説明会、大学等で開催される就職説明会、福岡県ホームページ作成等による広報活動に取り組んでいるところである。

しかしながら、少子化の進行による受験者年齢層人口の減少や民間企業における採用活動の活発化・早期化、国や他自治体等との競争激化などの影響により、近年では職員採用試験の受験者の減少傾向が顕著となり、優秀な人材の確保が喫緊の課題となっている。

こうした状況の中、質の高い行政サービスを継続して提供していくために必要不可欠な優秀な人材の確保に向け、今年度から一部の試験区分において個別面接試験の回数を増やすなど、多面的で精度の高い人物評価に努めているところである。

今後、優秀な人材を継続的に確保するためには、受験者層に発信する本県の仕事の内容や魅力などの広報内容を更に充実させるとともに、発信の対象を九州圏外の学生等にも拡大し、積極的にアピールを行っていく必要がある。

本委員会としては、任命権者と緊密に連携を図りつつ、受験者層が求める情報の把握に努めながら、より有効な広報の内容や手段について検討していく。

(2) 女性の採用・登用の拡大

複雑化・多様化している行政課題に対応するには、政策方針決定過程への女性の更なる参画拡大を図る必要があり、有為な女性職員の採用・登用を進めて

いくことが重要である。

今後とも任命権者と協力しながら女性受験者の確保に努めていく必要があり、女子学生を対象とした説明会などを通じて、公務の魅力や仕事のやりがい、キャリアパス、働きやすい勤務環境等について積極的な広報に努めていく。

また、任命権者においては、今後も、キャリア形成のための多様な業務への人事配置や研修の実施、職員の意識改革及び管理職のマネジメント能力の向上などに取り組み、女性が意欲を持って働くことができる職場づくりを一層進めていく必要がある。

(3) 人事評価制度に基づく適正な人事管理

本県の人事評価制度は、職員の士気高揚や能力開発・人材育成を目的としたものであり、全職員を対象に実施され、既に給与への反映がなされているところである。

人事評価の結果を任用や給与等の人事管理の基礎として活用する前提として、職員の能力及び業績を適切に把握し、適正な評価を行うことが重要である。

任命権者においては、引き続き、運用実態を検証して、評価者である管理職員の評価スキル向上などに努め、職員の理解と納得を得ながら、人事評価制度に基づく適正な人事管理を進めていく必要がある。

3 働き方改革の推進と勤務環境の整備等について

(1) 時間外勤務の上限規制の遵守及び長時間労働の是正

働き方改革を進め、本県における長時間労働を是正することは、職員が意欲を持って生き生きと働くことを可能にするだけでなく、有為な人材の確保にとっても必要な、極めて重要な課題である。

このような認識の下、本委員会は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による労働基準法（昭和22年法律第49号）等の改正を踏まえ、本年4月から、時間外勤務命令の上限を、1か月について原則として45時間、例外業務に従事する場合100時間未満などと設定したところである。

本委員会が、本県職員のうち県立学校の教員以外について、本年4月から6月までの各月における時間外勤務命令の状況を調査したところ、例外業務に該当しない業務により1月に45時間を超えて時間外勤務を命じられた職員が延べ432人にも上り、そのうち3人についての時間外勤務命令は100時間以上に及んでいることが認められた（7月末時点報告値）。また、依然として長時間に及ぶ時間外勤務に従事している職員が相当数見受けられた。

任命権者においては、速やかに、所属長に対する是正指導及び上限を超過して時間外勤務を命ずるに至った要因等についての検証を行うとともに、再発防止策を講じて、厳に上限規制を遵守する必要がある。さらに、各所属において、マネジメントの強化を図るとともに、長時間労働の要因を分析した上で、当該要因に応じた時間外勤務縮減の取組を更に進める必要がある。

また、県立学校の教員については、教育委員会は、昨年3月に策定した「教職員の働き方改革取組指針」に基づいて教員の長時間勤務の改善に取り組んでおり、本年1月には、ICカードによる勤務時間管理システムを全県立学校に導入し、出退勤の状況の把握に着手したところである。

教育委員会においては、勤務時間管理システム等により把握した勤務実態を分析の上、本年1月に文部科学省がガイドラインにおいて示した在校等時間の上限の目安時間を遵守できるよう、超過勤務の要因等に応じた実効性のある縮減策を展開し、教員の働き方改革を着実に推進することが必要である。なお、その際、目安時間の形式的な遵守が目的化しないよう、勤務時間を適正に記録することなどについて、管理職員や教員の意識改革を徹底することが重要である。

あわせて、小中学校も含めた教育職場全体で教職員の働き方改革が着実に推進されるよう、県教育委員会においては、県立学校における取組に係る情報等を県内の教育職場や市町村教育委員会に提供し、全体で共有するなど、小中学校や市町村の取組を支援することにより、本県の教職員の働き方改革を牽引していくことが求められる。

本委員会としても、時間外勤務等の実態や任命権者における取組等について

引き続き調査・把握し、必要に応じて働きかけを行っていく。

(2) 長時間労働者の健康の確保

長時間労働に従事した職員の心身の健康を確保するためには、医師による面接指導を適時かつ適切に行う必要がある。任命権者においては、長時間の時間外勤務等に伴う疲労の蓄積により健康障害のリスクが高まっているおそれがある職員を的確に把握するとともに、当該職員について本人の申出がなくとも面接指導を実施できるよう、必要な措置を講ずる必要がある。

(3) 年次休暇の使用促進

本委員会が、平成30年における年次休暇使用状況を調査したところ、平均使用日数は10.9日であり、前年に比べ、全ての任命権者において平均使用日数、平均使用率のいずれも増加したことが認められる。また、年次休暇使用日数が0日の職員数については、前年に比べ減少したものの、依然として一定数の職員が年次休暇を全く使用していない状況が認められる。

職員の心身の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、任命権者においては、所属における年次休暇使用を促進するよう所属長に対する指導を更に進めるとともに、管理監督者においては、職員が年次休暇を使用しやすい職場環境づくりや計画的・連続的な使用の促進に引き続き努める必要がある。

(4) 仕事と家庭等の両立支援の推進

育児、介護などのライフステージに応じた働き方を実現することは、職員にとって仕事と家庭等の両立に資するものであることはもちろん、任命権者にとっても、有為な人材の確保や公務能率向上の観点から重要かつ今日的な課題である。

任命権者においては、性別にかかわらず、必要とする職員に両立支援制度が十分に活用されるよう、引き続き制度の周知や職員の意識啓発に取り組む必要がある。

また、職員の仕事と家庭等の両立を更に推進するため、時差勤務制度の拡充、

サテライトオフィスの設置、在宅勤務の導入等の弾力的な働き方を可能にする措置を講ずることについて、引き続き検討を進める必要がある。

(5) ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員個人の人格や尊厳を傷つけ、心身の健康に悪影響を及ぼし、その能力の発揮を妨げる行為であり、決してあってはならないものである。

本年6月に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）が公布され、パワー・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化等の措置が規定されたところである。今後、労働政策審議会において、パワー・ハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置等の具体的内容について審議が進められることとなっている。任命権者においては、こうした国における議論等を注視しつつ、実効性のあるパワー・ハラスメント防止策を適切に講じていく必要がある。

全ての職員がそれぞれの人格を尊重され、安心して職務を遂行できる職場環境を実現するためには、職員一人一人が、ハラスメントについての関心と理解を深め、自らの言動に注意を払うとともに、管理監督者においては、職場の構成員間のコミュニケーションを活性化させ、ハラスメントを起こさず、許さない職場づくりをすることが極めて重要である。

任命権者においては、あらゆるハラスメントに関する意識啓発や職員が相談しやすい環境整備を継続するとともに、相談を行ったこと等を理由に不利益な取扱いがなされることがないように十分留意することが重要である。

(6) メンタルヘルス対策

職員が、それぞれの職場において自己の能力を十分に発揮して生き生きと働き、質の高い行政サービスを持続して提供していくためには、心の健康の保持は極めて重要である。

そのため、任命権者においては、これまで、ストレスチェック制度の活用、

相談窓口の設置、職員への研修など様々な対策が講じられてきたところである。しかしながら、本委員会が実施した「職員の厚生制度に関する実態調査」によると、精神疾患によって長期病気休暇等を取得した職員の数には依然として増加傾向が認められる。また、年齢階層別に精神疾患による長期病気休暇等の発生率をみると、以前は40歳台、50歳台の職員における発生率が高い傾向にあったが、近年は、20歳台までの若年層における発生率が上昇傾向にあることが認められる。

任命権者においては、職員が悩みを一人で抱え込むことのないよう、風通しの良い職場づくりを引き続き進めるとともに、メンタルヘルス不調を未然に防止するための職員自身のセルフケア能力や管理監督者のマネジメント能力の向上、早期発見・早期対応のための相談しやすい環境の整備、円滑な職場復帰のための支援、再発防止に向けた取組を更に推進する必要がある。

(7) 会計年度任用職員制度の導入

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、臨時的任用職員及び非常勤職員の任用要件の厳格化並びに会計年度任用職員制度の創設が盛り込まれた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が来年4月に施行され、本県においても会計年度任用職員制度が導入される。

本県では、これまで事務の種類や性質に応じ、臨時的任用職員及び非常勤職員など多様な任用・勤務形態を活用してきたが、会計年度任用職員制度導入後においては、任命権者は、法の趣旨に沿って、適切に制度を運用していく必要がある。

4 定年の引上げに関する検討について

人事院は、昨年、国会及び内閣に対し、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行い、本年は、定年の引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう要請を行った。

本県においても、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サー

ビスを維持していくためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが必要であることから、国や他の都道府県の動向を注視しつつ、引き続き、職員の定年の引上げに関し、本県の実態を踏まえた人事給与制度等の検討を進めていく必要がある。

5 公務員倫理の徹底について

本県においては、近年の不祥事の続発を受け、任命権者により新たな再発防止策を実施するなど不祥事防止のための取組が強化されてきたところであるが、依然として、飲酒運転等の不祥事が発生している。

職員においては、福岡県職員としての使命感と矜持を堅持し、服務規律の厳正な確保と法令遵守を旨として職務に精励することが重要である。任命権者においては、引き続き、職員に対し高い倫理意識の保持を徹底するとともに、不祥事の根絶に向けた取組を粘り強く進めていく必要がある。

6 おわりに

本年は、6年連続で月例給及び特別給を共に引き上げる給与勧告を行うとともに、有為な人材の確保や育成、働き方改革の推進、勤務環境の整備及び定年の引上げに関する検討の必要性などについて、本委員会の意見等を申し述べたところである。

本県は、全ての県民が、住み慣れたところで、働き、長く安全に元気に暮らし、安心して子どもを産み育てていくことができる地域社会を作っていくため、全力を挙げて各種の施策を推進しているところである。いうまでもなく、その取組は、職員の一人一人が、高い士気を持って、それぞれの職場で各々の職責を十分に果たすことによって、はじめて十全な成果が得られるものである。職員にあっては、県民の期待と信頼に応えるため、引き続き、全体の奉仕者としての強い使命感と揺るぎない高い倫理意識、福岡県職員としての矜持を堅持し、県民福祉の向上に向け、職務に邁進することが期待される。

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、地方公務員法の情勢適応の原則や均衡の原則に則り、職員

の適正な処遇を確保することは、職員の士気を高揚させるとともに、有為な人材の確保や組織活力の向上、行政運営の安定に大きく資するものである。また、長年、職員の給与決定方式として定着しているものである。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会の給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別記(人事院の報告及び勧告)

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09%〔行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳〕
〔俸給 344円 はね返し分(注) 43円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和元年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号。以下「警察職員給与条例」という。）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号。以下「任期付研究員条例」という。）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告する。

1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 勤勉手当について

(ア) 特定管理職員以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

(イ) 特定管理職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分とすること。

イ 住居手当について

(ア) 住居手当は、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

(イ) 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と16,000円との差額が11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の2分の1の額を17,000円を限度として11,000円に加算した額とすること。

2 任期付研究員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とする
こと。

3 任期付職員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とする
こと。

4 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイについ
ては、令和2年4月1日から実施すること。

5 その他所要の措置

この改定等に伴い、所要の措置を講ずること。

別表第1

イ 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,800	195,200	231,200	263,900	289,400	318,700	407,600	457,900	521,200
	2	146,900	197,000	232,800	265,700	291,600	320,900	410,000	461,000	524,100
	3	148,100	198,800	234,300	267,500	293,700	323,200	412,500	464,000	527,200
	4	149,200	200,600	235,900	269,600	295,700	325,400	414,900	467,000	530,300
	5	150,300	202,100	237,300	271,300	297,600	327,600	416,800	470,000	533,400
	6	151,400	203,900	239,000	273,100	299,700	329,600	419,100	473,000	535,700
	7	152,500	205,700	240,500	274,900	301,900	331,800	421,200	476,000	538,200
	8	153,600	207,500	242,100	276,900	303,700	334,000	423,400	479,100	540,600
	9	154,600	209,100	243,200	278,900	305,600	335,900	425,400	481,800	543,000
	10	156,000	210,900	244,700	280,900	307,900	338,100	427,500	484,900	544,800
	11	157,300	212,700	246,300	282,800	310,100	340,100	429,600	487,900	546,600
	12	158,600	214,500	247,600	284,700	312,400	342,300	431,700	491,000	548,500
	13	159,800	215,900	249,100	286,700	314,500	344,100	433,400	493,700	550,200
	14	161,300	217,700	250,500	288,600	316,600	346,100	435,200	496,000	551,600
	15	162,800	219,400	251,800	290,500	318,800	348,100	437,200	498,300	552,900
	16	164,400	221,200	253,200	292,100	320,900	350,100	439,200	500,600	554,000
	17	165,600	222,900	254,700	293,900	322,800	351,800	441,100	502,700	555,300
	18	167,100	224,600	256,200	295,900	324,800	353,800	442,900	504,100	556,300
	19	168,600	226,200	257,900	298,000	326,800	355,600	444,700	505,600	557,200
	20	170,100	227,800	259,700	300,000	328,800	357,500	446,400	507,000	558,100
	21	171,400	229,200	261,300	301,900	330,500	359,400	448,200	508,200	559,000
	22	174,100	230,900	263,000	304,000	332,600	361,300	449,700	509,600	
	23	176,700	232,500	264,600	306,000	334,600	363,300	451,100	511,100	
	24	179,300	234,100	266,200	308,100	336,700	365,200	452,600	512,600	
	25	181,900	237,300	268,100	309,800	338,100	367,200	454,000	513,700	
	26	183,600	239,000	269,900	311,900	340,000	369,100	455,300	514,800	
	27	185,200	240,500	271,600	313,900	341,900	371,100	456,600	516,000	
	28	186,900	242,100	273,300	315,900	343,800	373,100	457,800	517,200	
	29	188,400	243,200	275,000	317,600	345,400	374,600	458,800	518,200	
	30	190,100	244,700	276,700	319,600	347,300	376,400	459,500	519,100	
	31	191,900	246,300	278,500	321,700	349,200	378,200	460,300	520,000	
	32	193,600	247,600	279,800	323,800	351,000	379,800	461,000	520,900	
	33	195,200	249,100	281,300	325,000	352,900	381,600	461,700	521,700	
	34	196,600	250,500	283,200	327,000	354,700	384,300	462,500	522,600	
	35	198,100	251,800	285,000	328,900	356,500	386,900	463,200	523,300	
	36	199,600	253,200	286,900	331,000	358,200	389,600	463,800	523,800	
	37	202,100	254,700	288,500	332,900	359,600	392,000	464,300	524,500	
	38	203,900	256,200	290,200	334,800	360,900	394,300	464,900	525,100	
	39	205,700	257,900	292,000	336,800	362,300	396,500	465,500	525,900	
	40	207,500	259,700	293,800	338,700	363,700	398,900	466,100	526,500	
	41	209,100	261,300	295,300	340,600	367,200	400,700	466,600	527,000	
	42	210,900	263,000	297,000	342,500	369,100	402,700	467,100		
	43	212,700	264,600	298,500	344,300	371,100	404,600	467,500		
	44	214,500	266,200	300,100	346,200	373,100	406,400	467,800		
	45	215,900	268,100	301,900	347,700	374,600	408,300	468,100		
	46	217,700	269,900	304,000	349,100	376,400	410,100			
	47	219,400	271,600	306,000	350,600	378,200	411,900			
	48	221,200	273,300	308,100	352,100	379,800	413,800			

再任職員以外の職員	49	222,900	275,000	309,800	353,700	381,600	415,600
	50	224,600	276,700	311,900	354,500	383,000	417,100
	51	226,200	278,500	313,900	355,700	384,500	418,600
	52	227,800	279,800	315,900	356,700	386,100	420,200
	53	229,200	281,300	317,600	359,600	387,500	421,800
	54	230,900	283,200	319,600	360,900	388,700	423,100
	55	232,500	285,000	321,700	362,300	389,900	424,400
	56	234,100	286,900	323,800	363,700	391,000	425,600
	57	235,100	288,500	325,000	365,000	392,100	426,800
	58	236,600	290,200	327,000	365,900	393,300	428,100
	59	238,000	292,000	328,900	367,000	394,500	429,400
	60	239,200	293,800	331,000	368,100	395,600	430,600
	61	240,400	295,300	332,900	368,900	396,300	431,800
	62	241,600	297,000	334,800	369,800	397,000	432,600
	63	242,600	298,500	336,800	370,700	397,700	433,400
	64	243,800	300,100	338,700	371,600	398,400	434,200
	65	245,100	301,700	340,600	372,500	399,000	434,800
	66	246,100	303,400	342,500	373,300	399,600	435,500
	67	247,300	305,000	344,300	374,100	400,100	436,200
	68	248,600	306,700	346,200	374,900	400,500	436,900
	69	249,500	307,600	347,700	375,600	400,900	437,700
	70	250,800	309,100	349,100	376,300	401,200	438,500
	71	252,000	310,600	350,600	377,000	401,500	438,900
	72	253,300	312,200	352,100	377,700	401,800	439,600
	73	254,700	313,800	353,700	378,200	402,100	440,100
	74	256,100	315,400	354,500	378,800	402,400	440,500
	75	257,300	317,000	355,700	379,400	402,700	440,900
	76	258,500	318,500	356,700	380,100	403,000	441,300
77	259,700	320,000	357,600	380,500	403,300	441,700	
78	260,900	321,200	358,700	381,200	403,600	442,100	
79	262,200	322,400	359,600	381,800	403,900	442,500	
80	263,100	323,600	360,700	382,400	404,200	442,800	
81	264,200	324,300	361,600	382,800	404,500	443,100	
82	265,300	325,200	362,300	383,400	404,800	443,500	
83	266,600	326,000	363,000	384,000	405,100	443,800	
84	267,900	326,800	363,700	384,600	405,400	444,100	
85	268,900	327,700	364,100	385,000	405,600	444,400	
86	270,000	328,100	364,700	385,500	405,900		
87	271,300	328,800	365,400	386,000	406,200		
88	272,600	329,600	366,100	386,600	406,500		
89	273,500	330,400	366,400	386,900	406,700		
90	274,500	331,100	367,100	387,300	407,000		
91	275,400	331,800	367,800	387,700	407,300		
92	276,500	332,500	368,500	388,100	407,500		
93	277,600	333,000	368,800	388,400	407,700		
94		333,600	369,400	388,700	408,000		
95		334,100	370,100	389,000	408,300		
96		334,700	370,700	389,300	408,500		
97		335,000	371,000	389,500	408,700		
98		335,500	371,600	389,800	409,000		
99		335,900	372,300	390,100	409,300		
100		336,400	372,900	390,300	409,500		

101		336,800	373,300	390,500	409,700					
102		337,300	373,800	390,800	410,000					
103		337,800	374,400	391,100	410,300					
104		338,300	374,900	391,300	410,500					
105		338,600	375,400	391,500	410,700					
106		339,000	376,000	391,800						
107		339,500	376,500	392,100						
108		339,900	376,800	392,300						
109		340,200	377,200	392,500						
110		340,600	377,700	392,800						
111		341,100	378,100	393,100						
112		341,500	378,500	393,300						
113		341,700	378,900	393,500						
114		342,100	379,400	393,800						
115		342,600	379,800	394,100						
116		343,000	380,200	394,300						
117		343,200	380,500	394,500						
118		343,600	380,900	394,800						
119		344,000	381,300	395,100						
120		344,300	381,700	395,300						
121		344,600	382,000	395,500						
122		345,000	382,400							
123		345,400	382,800							
124		345,800	383,100							
125		346,300	383,400							
126		346,700	383,800							
127		347,100	384,100							
128		347,500	384,400							
129		348,000	384,700							
130		348,400	385,000							
131		348,700	385,300							
132		349,000	385,600							
133		349,500	385,900							
134			386,200							
135			386,500							
136			386,800							
137			387,000							
138			387,300							
139			387,600							
140			387,800							
141			388,000							
再任用職員		214,700	254,700	274,100	289,200	314,600	356,300	389,400	440,500	520,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ロ 医師職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,500	334,700	398,700	471,200
	2	252,000	337,700	401,600	473,500
	3	254,500	340,600	404,200	475,700
	4	257,000	343,500	406,900	478,000
	5	259,200	346,200	409,500	480,200
	6	263,000	349,400	411,900	482,400
	7	266,800	352,500	414,600	484,600
	8	270,600	355,600	416,800	486,800
	9	274,200	358,400	419,000	488,800
	10	278,200	361,100	421,700	490,900
	11	282,200	364,200	424,300	493,000
	12	286,200	367,400	427,000	495,100
	13	290,000	370,300	429,400	497,200
	14	294,000	373,800	431,900	499,300
	15	297,900	376,800	434,300	501,400
	16	301,800	380,400	436,800	503,500
	17	305,500	384,000	438,800	505,600
	18	309,100	386,700	441,200	507,600
	19	312,600	389,200	443,500	509,600
	20	316,200	391,800	445,900	511,600
	21	319,800	394,600	447,400	513,400
	22	323,500	396,900	449,800	515,200
	23	327,000	399,400	452,100	517,100
	24	330,300	401,300	454,400	519,000
	25	333,800	403,300	456,400	520,700
	26	336,500	405,600	458,700	522,500
	27	339,100	407,800	460,900	524,300
	28	341,700	410,100	463,200	526,100
	29	344,500	412,400	465,300	527,700
	30	346,400	414,500	467,600	529,500
	31	348,600	416,500	469,900	531,300
	32	351,000	418,600	472,100	533,100
	33	353,200	420,500	474,100	534,700
	34	355,500	422,300	476,200	536,500
	35	357,600	424,100	478,300	538,200
	36	359,900	426,100	480,400	540,000
	37	362,100	428,000	482,500	541,600
	38	364,500	430,000	484,300	543,200
	39	366,700	431,900	486,100	544,600
	40	368,700	433,900	487,900	546,200
	41	371,000	435,700	489,600	547,700
	42	372,200	437,500	491,400	549,100
	43	373,600	439,200	493,200	550,500
	44	374,500	441,000	495,000	551,800

再任 用職 員以 外の 職員	45	375,700	442,800	496,600	553,000
	46	377,100	444,600	498,300	554,000
	47	378,600	446,400	500,100	555,000
	48	380,100	448,100	501,900	556,000
	49	381,200	449,900	503,500	557,000
	50	382,200	451,600	504,800	557,900
	51	383,200	453,400	506,100	558,800
	52	384,000	455,200	507,400	559,700
	53	384,900	457,100	508,400	560,500
	54	385,800	458,300	509,700	561,400
	55	386,500	459,500	511,000	562,300
	56	387,400	460,700	512,300	563,200
	57	388,100	461,900	513,300	564,100
	58	389,000	462,900	514,100	565,000
	59	389,800	463,900	514,900	565,900
	60	390,600	464,900	515,700	566,600
	61	391,100	465,700	516,600	567,500
	62	391,600	466,400	517,400	568,400
	63	392,000	467,100	518,300	569,300
	64	392,500	467,800	519,100	570,200
	65	392,800	468,500	520,000	571,100
	66		469,200	520,900	
	67		469,900	521,600	
	68		470,500	522,500	
	69		470,800	523,400	
	70		471,500	524,200	
	71		472,200	525,100	
	72		472,900	526,000	
73		473,300	526,800		
74		473,900	527,700		
75		474,600	528,600		
76		475,300	529,300		
77		475,700	530,100		
78		476,300	531,000		
79		476,900	531,900		
80		477,400	532,800		
81		478,000	533,600		
82		478,500	534,500		
83		479,000	535,400		
84		479,500	536,300		
85		479,900	537,100		
86		480,500	538,000		
87		480,900	538,900		
88		481,400	539,800		
89		481,900	540,600		
90		482,500			
91		483,100			
92		483,500			

	93		484,000		
	94		484,600		
	95		485,200		
	96		485,800		
	97		486,300		
再任用職員		295,700	338,100	392,500	465,500

備考 この表は、本庁、保健福祉環境事務所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 看護師職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	165,000	192,100	239,900	262,400	286,800	329,600
	2	166,400	194,200	241,700	263,400	288,500	331,700
	3	167,900	196,300	243,500	264,300	290,100	333,700
	4	169,300	198,300	245,300	265,400	291,900	335,900
	5	170,700	200,400	246,700	265,900	293,600	337,900
	6	172,200	202,700	248,000	266,900	295,400	340,000
	7	173,700	205,000	249,100	267,700	297,100	342,100
	8	175,200	207,200	250,400	268,600	298,800	344,200
	9	176,400	209,500	251,400	269,700	300,700	345,700
	10	178,100	210,900	252,400	270,400	302,400	347,700
	11	179,700	212,300	253,300	271,500	304,100	349,600
	12	181,200	213,500	254,200	272,700	305,600	351,600
	13	182,600	214,900	255,400	274,000	307,100	353,500
	14	184,600	216,300	256,500	275,100	308,700	355,600
	15	186,600	217,800	257,300	276,300	310,500	357,700
	16	188,600	219,000	258,300	277,700	312,300	359,700
	17	190,700	220,400	258,800	279,000	314,000	361,700
	18	192,800	221,900	259,700	280,300	315,600	363,700
	19	194,900	223,400	260,700	281,300	317,300	365,800
	20	197,000	224,900	261,500	282,500	319,000	367,900
	21	199,000	226,000	262,400	284,100	320,400	369,600
	22	201,200	227,700	263,300	285,700	321,900	371,700
	23	203,400	229,400	264,200	287,000	323,400	373,800
	24	205,600	231,100	265,200	288,300	324,900	375,800
	25	207,500	232,400	266,400	289,600	326,300	377,800
	26	208,800	234,100	267,300	291,200	327,700	379,400
	27	210,000	235,800	268,500	292,900	329,200	381,300
	28	211,300	237,500	269,700	294,200	330,800	383,200
	29	212,500	239,100	270,900	295,500	331,900	385,000
	30	213,600	240,500	272,300	297,100	333,400	386,700
	31	214,900	241,800	273,800	298,700	334,800	388,600
	32	216,100	242,900	275,100	300,400	336,300	390,400
	33	217,400	244,100	276,700	301,800	337,900	392,100
	34	218,700	245,200	278,100	303,300	339,400	393,800
	35	220,000	246,100	279,300	304,900	341,000	395,600
	36	221,300	247,200	280,500	306,500	342,500	397,300
	37	222,400	248,100	282,100	307,800	344,200	398,900
	38	223,800	249,200	283,300	309,200	345,800	400,600
	39	225,100	250,100	284,700	310,600	347,300	402,400
	40	226,500	251,200	285,700	312,200	348,900	404,200
	41	227,400	251,600	287,000	313,700	350,100	405,700
	42	228,800	252,500	288,500	315,100	351,600	407,200
	43	230,200	253,400	290,000	316,500	353,100	408,700
	44	231,600	254,100	291,600	318,000	354,500	410,000

	45	232,800	254,900	292,900	318,800	356,100	411,100
	46	234,200	255,800	294,300	320,200	357,100	412,200
	47	235,500	256,700	295,800	321,600	358,600	413,300
	48	236,800	257,700	297,300	323,100	359,900	414,500
	49	237,800	258,700	298,400	324,200	361,300	415,800
	50	238,900	259,700	299,700	325,600	362,700	416,900
	51	239,900	260,900	300,900	326,900	364,000	418,100
	52	241,000	262,100	302,300	328,200	365,400	419,200
	53	241,900	263,200	303,700	329,600	366,900	420,400
	54	243,000	264,600	305,000	331,000	368,100	421,400
	55	243,900	265,900	306,400	332,400	369,200	422,500
	56	244,900	267,200	307,800	333,700	370,400	423,600
	57	245,600	268,700	308,600	334,600	371,500	424,700
	58	246,600	270,200	309,800	335,900	372,400	425,200
	59	247,300	271,600	311,000	337,100	373,400	425,800
	60	248,100	273,000	312,400	338,400	374,400	426,200
	61	248,900	274,400	313,500	339,500	375,000	426,800
	62	249,900	275,700	314,800	340,400	375,800	427,300
	63	250,700	277,100	316,100	341,600	376,600	427,700
	64	251,700	278,000	317,300	342,900	377,400	428,200
	65	252,600	279,400	318,600	344,000	378,100	428,800
	66	253,400	280,900	319,900	345,200	378,800	429,200
	67	254,500	282,400	321,200	346,400	379,600	429,500
	68	255,400	283,900	322,500	347,500	380,300	429,800
	69	256,200	285,000	323,200	348,500	380,900	430,200
	70	257,200	286,500	324,300	349,500	381,500	430,600
	71	258,100	288,000	325,400	350,600	382,200	430,900
	72	259,100	289,400	326,300	351,700	382,800	431,200
	73	260,500	290,400	327,600	352,500	383,500	431,500
	74	261,800	291,800	328,300	353,600	384,000	431,800
	75	262,900	293,000	329,400	354,700	384,600	432,100
	76	264,000	294,300	330,600	355,800	385,100	432,400
	77	265,000	295,700	331,700	356,500	385,500	432,700
	78	266,000	297,000	332,900	357,300	386,100	
	79	267,200	298,200	334,000	358,100	386,600	
	80	268,000	299,500	335,200	358,800	386,900	
	81	268,900	300,000	336,300	359,400	387,200	
	82	269,900	301,200	337,400	359,900	387,700	
	83	271,000	302,300	338,400	360,500	388,100	
	84	272,100	303,500	339,500	361,000	388,400	
	85	272,900	304,600	340,400	361,600	388,700	
	86	273,800	305,800	341,400	362,100	389,200	
	87	274,900	307,000	342,300	362,700	389,700	
	88	276,000	308,100	343,300	363,200	390,100	
	89	276,800	309,400	344,300	363,600	390,400	
	90	277,700	310,600	345,100	364,000	390,800	
	91	278,500	311,800	345,900	364,600	391,300	
	92	279,500	313,000	346,700	365,100	391,700	

再任職員以外の職員

93	280,400	313,800	347,300	365,400	392,100
94	281,400	314,500	347,900	365,900	392,500
95	282,300	315,200	348,600	366,300	392,900
96	283,300	315,800	349,200	366,600	393,300
97	283,900	316,500	349,600	367,200	393,600
98	284,700	316,800	350,000	367,700	394,000
99	285,300	317,400	350,500	368,200	394,400
100	286,200	318,100	350,900	368,700	394,700
101	287,000	318,500	351,400	369,300	395,000
102	287,800	319,100	351,800	369,800	395,400
103	288,600	319,700	352,300	370,300	395,700
104	289,400	320,300	352,700	370,700	396,000
105	290,100	320,700	353,000	371,300	396,300
106	290,600	321,200	353,500	371,800	396,600
107	291,100	321,700	353,900	372,300	396,900
108	291,600	322,200	354,200	372,800	397,200
109	291,800	322,600	354,700	373,400	397,500
110	292,100	323,000	355,200	373,800	
111	292,300	323,300	355,700	374,300	
112	292,700	323,600	356,200	374,800	
113	293,000	324,000	356,700	375,400	
114	293,200	324,400	357,200	375,900	
115	293,600	324,800	357,700	376,400	
116	293,900	325,100	358,100	376,800	
117	294,200	325,300	358,500	377,200	
118	294,500	325,600	358,900	377,600	
119	294,800	326,000	359,400	378,000	
120	295,200	326,200	359,900	378,400	
121	295,500	326,400	360,300	378,800	
122	295,900	326,700	360,800		
123	296,200	327,000	361,300		
124	296,600	327,300	361,800		
125	296,800	327,500	362,100		
126	297,000	327,800			
127	297,300	328,200			
128	297,700	328,400			
129	297,900	328,600			
130	298,200	328,800			
131	298,600	329,200			
132	299,000	329,400			
133	299,200	329,700			
134	299,500	330,100			
135	299,900	330,500			
136	300,200	330,900			
137	300,400	331,200			
138	300,700	331,600			
139	301,100	332,000			
140	301,400	332,400			

141	301,600	332,700				
142	302,000	333,100				
143	302,400	333,400				
144	302,700	333,800				
145	302,900	334,100				
146	303,100	334,500				
147	303,400	334,900				
148	303,800	335,300				
149	304,000	335,600				
150	304,200	336,000				
151	304,500	336,400				
152	304,800	336,800				
153	305,200	337,100				
154	305,400					
155	305,600					
156	305,900					
157	306,200					
158	306,500					
159	306,800					
160	307,100					
161	307,500					
162	307,800					
163	308,100					
164	308,400					
165	308,800					
166	309,100					
167	309,400					
168	309,700					
169	310,100					
再任用職員	234,600	254,900	262,100	272,300	288,600	325,700

備考 この表は、粕屋新光園等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

二 研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,000	195,300	281,500	332,100	388,300
	2	147,100	197,900	283,900	334,300	391,200
	3	148,300	200,300	286,300	336,300	393,800
	4	149,400	202,700	288,600	338,200	396,600
	5	150,500	205,200	290,900	340,000	398,700
	6	151,800	207,500	293,000	341,800	401,400
	7	153,100	209,800	295,000	343,800	404,100
	8	154,400	212,000	297,000	345,400	406,800
	9	155,400	214,100	299,100	347,100	409,300
	10	157,100	216,400	301,600	349,100	411,900
	11	158,700	218,900	304,200	351,200	414,600
	12	160,300	221,200	307,000	353,100	417,400
	13	161,700	223,200	309,100	355,100	420,000
	14	163,600	225,600	311,500	357,000	422,700
	15	165,500	228,000	313,900	358,800	425,500
	16	167,500	230,400	316,600	360,700	428,200
	17	169,200	232,600	319,200	362,400	430,700
	18	171,400	235,400	321,400	364,300	433,300
	19	173,600	238,300	323,400	366,000	435,800
	20	175,700	241,200	325,400	368,000	438,400
	21	177,800	243,700	327,600	369,500	440,900
	22	180,200	246,400	329,300	371,500	443,500
	23	182,500	248,900	331,200	373,200	446,100
	24	184,800	251,600	332,800	375,100	448,600
	25	186,900	254,300	334,700	376,500	450,800
	26	189,100	256,700	336,600	378,200	453,100
	27	191,200	259,000	338,400	380,100	455,600
	28	193,300	261,200	340,200	382,000	458,100
	29	205,200	263,800	342,100	383,700	460,600
	30	207,500	266,000	343,800	385,600	463,100
	31	209,800	267,900	345,300	387,500	465,600
	32	212,000	270,000	347,000	389,400	468,100
	33	214,100	271,700	348,200	391,000	470,400
	34	216,400	273,700	349,600	392,800	472,800
	35	218,900	275,800	350,900	394,400	475,200
	36	221,200	277,600	352,400	396,200	477,700
	37	223,200	279,500	353,600	397,400	480,100
	38	225,600	280,800	355,000	398,900	482,600
	39	228,000	282,000	356,200	400,300	485,000
	40	230,400	283,500	357,600	401,700	487,500
	41	232,600	284,900	358,300	403,100	489,800
	42	235,400	285,700	359,400	404,400	492,000
	43	238,300	286,700	360,600	405,900	494,200
	44	241,200	287,700	361,700	407,500	496,400
	45	243,700	290,900	362,800	408,900	498,100
	46	246,400	293,000	364,000	410,100	499,600
	47	248,900	295,000	365,300	411,700	501,200
	48	251,600	297,000	366,400	413,300	502,700

再任 用職 員以 外の 職員	49	254,300	299,100	367,500	414,600	504,400
	50	256,700	301,600	368,800	416,000	505,800
	51	259,000	304,200	370,100	417,500	507,200
	52	261,200	307,000	371,400	418,900	508,700
	53	263,800	309,100	372,100	420,300	509,800
	54	266,000	311,500	373,100	421,700	511,000
	55	267,900	313,900	374,000	423,100	512,200
	56	270,000	316,600	375,000	424,500	513,400
	57	271,700	319,200	375,800	425,600	514,300
	58	273,700	321,400	376,600	426,900	515,300
	59	275,800	323,400	377,300	428,300	516,300
	60	277,600	325,400	378,000	429,600	517,300
	61	279,500	327,600	378,600	430,400	518,400
	62	280,800	329,300	379,300	431,300	519,300
	63	282,000	331,200	380,200	432,300	520,000
	64	283,500	332,800	381,100	433,200	520,700
	65	284,900	334,700	381,700	434,100	521,500
	66	285,700	336,600	382,500	434,900	522,300
	67	286,700	338,400	383,300	435,500	523,100
	68	287,700	340,200	384,100	436,300	523,900
	69	288,400	342,100	384,700	436,700	524,600
	70	289,500	343,800	385,400	437,300	525,400
	71	290,600	345,300	386,100	437,800	526,200
	72	291,700	347,000	386,800	438,300	527,000
	73	293,000	348,200	387,500	438,800	527,700
	74	294,200	349,600	388,100	439,300	
	75	295,200	350,900	388,700	439,800	
	76	296,100	352,400	389,400	440,300	
	77	297,300	353,600	390,100	440,700	
	78	298,300	355,000	390,700	441,200	
	79	299,500	356,200	391,300	441,600	
	80	300,200	357,600	391,900	442,000	
	81	301,000	358,300	392,500	442,400	
	82	302,100	359,400	393,100	442,800	
	83	303,300	360,600	393,700	443,200	
	84	304,400	361,700	394,300	443,600	
	85	305,300	362,800	394,800	443,900	
	86	306,400	364,000	395,300	444,300	
	87	307,500	365,300	395,800	444,600	
	88	308,600	366,400	396,500	444,900	
	89	309,400	367,500	396,900	445,200	
	90	310,500	368,800			
	91	311,400	370,100			
	92	312,400	371,400			
	93	313,400	372,100			
	94	314,400	373,100			
	95	315,500	374,000			
	96	316,600	375,000			
	97	317,100	375,800			
	98	318,100	376,600			
	99	319,200	377,300			
	100	320,300	378,000			

101	321,400	378,600			
102	322,400	379,300			
103	323,300	380,200			
104	324,200	381,100			
105	325,300	381,700			
106	326,100	382,500			
107	326,800	383,300			
108	327,600	384,100			
109	328,100	384,700			
110	328,600	385,400			
111	329,100	386,100			
112	329,600	386,800			
113	329,900	387,500			
114	330,400	388,100			
115	330,900	388,700			
116	331,400	389,400			
117	331,700	390,100			
118	332,100	390,700			
119	332,600	391,300			
120	333,100	391,900			
121	333,600	392,500			
再任用職員	217,000	258,200	283,000	325,400	383,900

備考 この表は、試験研究機関（保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場、水産海洋技術センター等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ホ 特定獣医師職給料表

職員の区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	166,500	235,200	278,500	293,800	319,000	362,400	407,600
	2	168,200	237,200	280,800	296,000	321,200	365,000	410,000
	3	169,900	239,200	283,400	298,500	323,500	367,400	412,500
	4	171,600	240,900	286,000	300,900	325,700	370,000	414,900
	5	173,100	243,100	288,300	303,100	327,900	371,900	416,800
	6	175,600	245,200	290,700	305,300	329,900	374,400	419,100
	7	178,000	247,000	293,100	307,600	332,100	376,700	421,200
	8	180,400	249,000	295,700	310,000	334,300	379,200	423,400
	9	182,500	250,900	297,800	312,000	336,100	381,600	425,400
	10	184,200	252,500	300,300	314,300	338,200	384,300	427,500
	11	185,800	254,100	302,400	316,300	340,100	386,900	429,600
	12	187,500	255,500	304,700	318,500	342,200	389,600	431,700
	13	189,200	256,900	307,100	320,700	344,200	392,000	433,400
	14	190,900	258,900	309,200	322,700	346,200	394,300	435,200
	15	192,700	260,800	311,300	324,800	348,200	396,500	437,200
	16	194,400	262,600	313,100	326,700	350,200	398,900	439,200
	17	196,300	264,300	314,900	328,500	352,000	400,700	441,100
	18	198,100	266,100	317,100	330,500	353,900	402,700	442,900
	19	199,900	268,200	319,300	332,600	355,800	404,600	444,700
	20	201,700	270,300	321,400	334,600	357,800	406,400	446,400
	21	203,200	272,600	323,200	336,400	359,500	408,300	448,200
	22	205,000	274,800	325,200	338,300	361,300	410,100	449,700
	23	206,800	276,700	327,300	340,300	363,300	411,900	451,100
	24	208,600	278,900	329,300	342,300	365,200	413,800	452,600
	25	210,200	280,900	331,000	344,100	367,200	415,600	454,000
	26	212,000	283,100	333,100	346,100	369,100	417,100	455,300
	27	213,800	285,000	335,000	348,100	371,100	418,600	456,600
	28	215,600	286,900	337,100	350,100	373,100	420,200	457,800
	29	217,000	289,100	338,800	351,900	375,000	421,800	458,800
	30	218,800	290,800	340,700	353,800	376,900	423,100	459,500
	31	220,500	292,700	342,500	355,700	378,800	424,400	460,300
	32	222,300	294,200	344,400	357,500	380,500	425,600	461,000
	33	223,800	295,900	345,600	358,800	381,900	426,800	461,700
	34	225,500	297,600	347,500	360,500	383,500	428,100	462,500
	35	227,100	299,300	349,400	362,200	385,000	429,400	463,200
	36	228,700	300,900	351,300	364,000	386,600	430,600	463,800
	37	230,100	302,400	353,000	365,600	388,100	431,800	464,300
	38	231,700	303,900	354,800	366,900	389,000	432,600	464,900
	39	233,200	305,400	356,600	368,400	390,100	433,400	465,500
	40	234,700	307,000	358,400	369,800	391,100	434,200	466,100
	41	235,600	308,400	360,200	371,200	392,100	434,800	466,600
	42	237,000	309,900	361,600	372,500	393,300	435,500	467,100
	43	238,100	311,300	363,100	373,800	394,500	436,200	467,500
	44	239,500	312,900	364,500	375,100	395,600	436,900	467,800

再任用職員以外の職員	45	240,800	314,400	365,500	376,000	396,500	437,700	468,100
	46	242,000	316,000	366,600	376,900	397,200	438,500	
	47	243,000	317,500	367,700	377,800	397,900	438,900	
	48	244,300	319,000	368,700	378,700	398,600	439,600	
	49	245,700	320,000	369,600	379,400	399,100	440,100	
	50	246,600	321,600	369,900	379,800	399,600	440,500	
	51	247,800	323,100	370,400	380,300	400,100	440,900	
	52	249,000	324,600	370,900	380,700	400,500	441,300	
	53	250,000	325,800	371,300	381,100	400,900	441,700	
	54	251,300	327,400	371,900	381,600	401,200	442,100	
	55	252,500	328,900	372,500	382,000	401,500	442,500	
	56	253,800	330,400	373,100	382,500	401,800	442,800	
	57	255,200	331,600	373,700	382,900	402,100	443,100	
	58	256,600	333,200	374,300	383,400	402,400	443,500	
	59	257,800	334,700	374,900	383,800	402,700	443,800	
	60	259,000	336,200	375,500	384,300	403,000	444,100	
	61	260,100	337,400	375,900	384,600	403,300	444,400	
	62	261,200	339,000	376,400	385,000	403,600		
	63	262,400	340,500	377,000	385,500	403,900		
	64	263,200	342,000	377,600	385,900	404,200		
	65	264,200	343,200	378,100	386,300	404,500		
	66	265,300	344,800	378,700	386,800	404,800		
	67	266,500	346,300	379,000	387,100	405,100		
	68	267,700	347,800	379,500	387,500	405,400		
	69	268,900	349,000	380,100	387,900	405,600		
	70	270,000	350,200	380,600	388,300	405,900		
	71	271,300	351,400	381,100	388,700	406,200		
	72	272,600	352,600	381,600	389,100	406,500		
	73	273,500	353,600	382,100	389,400	406,700		
	74	274,500	354,600	382,600	389,800	407,000		
	75	275,400	355,500	383,100	390,200	407,300		
	76	276,500	356,500	383,500	390,500	407,500		
	77	277,600	357,400	383,900	390,800	407,700		
	78	278,600	358,100	384,200	391,100	408,000		
	79	279,400	358,900	384,500	391,400	408,300		
	80	280,400	359,700	384,700	391,600	408,500		
	81	280,900	360,300	384,900	391,800	408,700		
	82	281,800	360,800	385,200	392,100	409,000		
	83	282,600	361,400	385,500	392,400	409,300		
	84	283,500	361,900	385,700	392,600	409,500		
	85	284,500	362,400	385,900	392,800	409,700		
	86	285,300	362,600	386,200	393,100	410,000		
	87	286,100	363,200	386,500	393,400	410,300		
	88	286,900	363,800	386,700	393,600	410,500		
	89	287,700	364,100	386,900	393,800	410,700		
	90	288,200	364,600	387,200	394,100	411,000		
	91	288,600	365,000	387,500	394,400	411,300		
	92	289,100	365,500	387,700	394,600	411,500		

	93	289,500	366,000	387,900	394,800	411,700		
	94		366,500	388,200	395,100	412,000		
	95		367,000	388,500	395,400	412,300		
	96		367,400	388,700	395,600	412,500		
	97		367,600	388,900	395,800	412,700		
	98		368,000	389,200	396,100			
	99		368,500	389,500	396,400			
	100		368,900	389,700	396,600			
	101		369,200	389,900	396,800			
	102			390,200	397,100			
	103			390,500	397,400			
	104			390,700	397,600			
	105			390,900	397,800			
	106			391,200	398,100			
	107			391,500	398,400			
	108			391,700	398,600			
	109			391,900	398,800			
	110				399,100			
	111				399,400			
	112				399,600			
	113				399,800			
再任用職員		240,300	261,600	282,800	293,900	314,900	356,300	389,400

備考 この表は、家畜保健衛生所及び食肉衛生検査所に勤務する獣医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

へ 公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,600	185,300	211,300	251,000	294,000	319,900	347,100	381,400
	2	171,300	187,000	213,300	252,800	295,800	322,100	349,300	383,600
	3	173,100	188,800	215,300	254,600	297,900	324,200	351,600	385,500
	4	174,800	190,600	217,300	256,400	300,200	326,200	353,800	387,600
	5	176,200	192,400	219,300	258,100	301,900	328,400	355,800	389,300
	6	178,100	194,700	221,100	259,900	304,000	330,300	357,900	391,300
	7	179,900	197,000	223,100	261,500	306,000	332,500	360,100	393,100
	8	181,800	199,300	225,000	263,200	308,100	334,300	362,300	394,900
	9	183,400	201,300	227,100	264,500	310,000	336,000	364,000	396,600
	10	185,100	203,900	228,900	266,100	312,200	338,300	366,200	398,600
	11	186,800	206,400	230,700	267,400	314,300	340,500	368,200	400,600
	12	188,500	208,900	232,500	268,700	316,300	342,800	370,400	402,700
	13	190,300	211,100	234,300	270,100	318,400	344,800	372,200	404,400
	14	192,400	212,900	236,200	271,500	320,400	346,900	374,300	406,500
	15	194,500	214,700	238,100	272,600	322,500	349,100	376,300	408,500
	16	196,600	216,500	240,000	273,900	324,300	351,200	378,400	410,600
	17	198,700	218,400	241,500	274,600	326,000	353,200	380,000	412,300
	18	201,100	220,100	243,300	276,000	328,300	355,200	382,000	414,000
	19	203,500	222,000	245,100	277,400	330,400	357,200	383,900	415,700
	20	205,900	223,800	246,900	278,700	332,700	359,300	385,900	417,300
	21	208,300	225,500	248,500	280,000	334,600	361,000	387,600	419,000
	22	210,100	227,300	249,900	281,200	336,600	363,000	389,700	420,600
	23	211,800	229,100	251,100	282,500	338,700	364,800	391,800	422,000
	24	213,600	230,900	252,400	284,000	340,700	366,900	393,800	423,500
	25	215,500	232,500	253,700	285,200	342,600	368,600	395,500	424,800
	26	217,200	234,200	254,900	286,900	344,700	370,600	397,500	426,200
	27	219,000	235,900	256,200	288,900	346,600	372,600	399,600	427,700
	28	220,700	237,600	257,400	290,900	348,600	374,600	401,700	429,300
	29	222,600	238,800	258,500	292,800	350,400	376,400	403,200	430,600
	30	224,400	240,600	259,600	294,700	352,500	378,500	405,000	432,300
	31	226,200	242,400	260,800	296,400	354,300	380,600	406,700	434,000
	32	228,000	244,200	261,900	298,200	356,400	382,600	408,400	435,600
	33	229,600	245,600	262,400	299,900	357,800	384,500	410,100	437,000
	34	231,300	247,100	263,600	301,600	359,800	386,600	411,600	438,700
	35	233,000	248,400	264,700	303,400	361,700	388,700	413,200	440,400
	36	234,700	249,800	265,700	305,100	363,800	390,600	414,700	442,000
	37	235,900	251,100	266,500	306,900	365,700	392,300	416,000	443,400
	38	237,700	252,400	267,700	308,500	367,800	393,800	417,500	444,100
	39	239,500	253,600	268,700	310,300	369,800	395,100	419,000	444,800
	40	241,300	254,800	269,700	311,600	371,800	396,500	420,500	445,500
	41	242,700	255,900	270,900	313,300	373,800	397,700	424,800	448,500
	42	244,100	257,100	272,100	315,100	375,900	398,800	426,200	450,300
	43	245,400	258,100	273,400	317,000	378,000	399,800	427,700	452,100
	44	246,600	259,200	274,600	318,900	380,000	400,800	429,300	453,800
	45	247,900	259,800	275,700	320,600	381,700	403,200	430,600	455,400
	46	249,000	260,900	277,100	322,500	383,400	405,000	432,300	457,100
	47	250,000	262,000	278,400	324,400	385,000	406,700	434,000	458,700
	48	250,900	263,100	279,800	326,200	386,700	408,400	435,600	460,500

	49	251,700	263,900	281,600	327,600	388,100	410,100	437,000	462,000
	50	252,800	265,100	283,300	329,200	389,100	411,600	438,700	463,400
	51	253,900	266,100	284,800	330,600	390,100	413,200	440,400	464,900
	52	255,000	267,200	286,200	332,300	391,100	414,700	442,000	466,200
	53	255,500	268,400	287,700	333,800	392,400	416,000	443,400	467,400
	54	256,700	269,200	289,300	335,500	393,500	417,500	444,100	468,100
	55	257,600	270,600	290,900	337,100	394,600	419,000	444,800	468,800
	56	258,700	271,800	292,200	338,900	395,800	420,500	445,500	469,500
	57	259,600	272,800	293,600	339,800	397,100	422,000	445,900	470,000
	58	260,600	274,300	295,300	341,500	397,900	423,300	446,500	470,800
	59	261,400	275,500	297,100	343,100	398,700	424,600	447,200	471,500
	60	262,400	276,900	298,900	344,700	399,400	425,800	447,800	472,100
	61	263,500	278,500	300,300	346,300	399,900	426,800	448,600	472,400
	62	264,200	280,100	302,100	348,000	400,600	427,500	449,300	473,000
	63	265,300	281,400	303,900	349,700	401,300	428,300	449,800	473,500
	64	266,200	282,900	305,600	351,400	402,000	429,100	450,300	474,000
	65	267,300	284,300	306,900	353,000	402,300	429,600	450,800	474,500
	66	268,500	285,500	308,600	354,600	403,000	430,000	451,100	474,900
	67	269,500	286,900	310,000	356,200	403,700	430,400	451,400	475,300
	68	270,400	287,900	311,700	357,800	404,300	430,700	451,800	475,700
	69	271,600	289,400	313,100	359,000	404,700	431,000	452,200	476,000
	70	273,000	290,900	314,500	360,400	405,200	431,400	452,400	476,400
	71	274,200	292,500	315,800	361,700	405,800	431,700	452,700	476,800
	72	275,500	294,100	317,300	363,100	406,300	432,000	452,900	477,100
	73	276,700	295,300	318,000	364,300	406,800	432,300	453,300	477,400
	74	277,900	296,700	319,600	365,500	407,200	432,600	453,500	477,800
	75	279,200	298,200	321,100	366,800	407,700	432,900	453,700	478,100
	76	280,000	299,700	322,800	368,100	408,200	433,200	453,900	478,400
	77	281,100	300,600	324,600	369,400	408,700	433,500	454,300	478,700
	78	282,300	302,100	326,300	370,600	409,200	433,800	454,600	
	79	283,500	303,300	327,900	371,800	409,800	434,100	454,900	
	80	284,500	304,800	329,500	373,000	410,300	434,400	455,100	
	81	285,600	306,100	331,200	374,200	410,700	434,700	455,300	
	82	286,800	307,500	332,900	375,400	411,300	435,000	455,600	
	83	288,100	308,600	334,500	376,500	411,800	435,300	455,900	
	84	289,400	310,000	336,200	377,700	412,000	435,600	456,100	
	85	290,500	310,900	337,600	378,800	412,300	435,800	456,300	
	86	291,700	312,400	339,100	379,400	412,800	436,100	456,600	
	87	292,600	313,700	340,600	379,900	413,100	436,400	456,900	
	88	293,800	315,200	342,100	380,500	413,400	436,700	457,100	
	89	294,800	316,700	343,400	381,100	413,700	436,900	457,300	
	90	296,000	318,200	344,600	381,700	414,100	437,200		
	91	297,100	319,600	345,900	382,300	414,500	437,500		
	92	298,300	321,100	347,200	382,900	414,900	437,800		
	93	298,800	322,400	348,600	383,200	415,200	438,000		
	94	300,100	323,700	350,100	383,700	415,600	438,300		
	95	301,200	325,100	351,600	384,300	416,000	438,600		
	96	302,500	326,400	353,100	384,800	416,300	438,900		
	97	303,600	327,600	354,400	385,200	416,600	439,100		
	98	304,800	328,900	355,600	385,600		439,400		
	99	306,000	330,200	356,700	386,200		439,700		
	100	307,200	331,500	357,900	386,700		440,000		

再任職員以外の職員

101	308,400	332,900	359,000	387,100		440,200		
102	309,400	333,800	360,100	387,600				
103	310,500	334,900	361,200	388,200				
104	311,500	336,100	362,400	388,700				
105	312,300	337,200	363,600	389,000				
106	312,900	338,300	364,100	389,400				
107	313,500	339,300	364,700	389,900				
108	314,200	340,400	365,300	390,200				
109	314,700	341,600	365,900	390,500				
110	315,200	342,600	366,400	391,000				
111	315,700	343,600	366,900	391,500				
112	316,300	344,500	367,400	392,000				
113	317,100	345,400	367,800	392,300				
114	317,800	346,300	368,200	392,800				
115	318,500	347,300	368,800	393,300				
116	319,200	348,300	369,300	393,800				
117	319,800	349,300	369,700	394,100				
118	320,600	349,800	370,200	394,600				
119	321,300	350,400	370,800	395,100				
120	322,100	351,000	371,300	395,600				
121	322,700	351,300	371,500	396,000				
122	323,000	351,700	372,000	396,500				
123	323,500	352,200	372,500	396,900				
124	324,000	352,600	372,900	397,400				
125	324,300	353,000	373,400	397,800				
126		353,400	373,900	398,200				
127		353,900	374,400	398,600				
128		354,300	374,900	399,000				
129		354,700	375,200	399,400				
130		355,100	375,700	399,800				
131		355,500	376,200	400,200				
132		355,900	376,700	400,600				
133		356,100	377,000	400,900				
134		356,600	377,500	401,300				
135		357,000	377,900	401,700				
136		357,300	378,300	402,000				
137		357,600	378,600	402,300				
138		358,000	379,100					
139		358,500	379,600					
140		359,000	380,100					
141		359,300	380,400					
142		359,800						
143		360,300						
144		360,800						
145		361,100						
再任用職員	241,000	252,700	256,800	288,100	304,600	342,300	377,400	409,000

備考 この表は、警察官に適用する。

ト 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	159,700	203,700	263,800	330,800	416,400
	2	161,200	205,400	266,300	333,000	418,200
	3	162,700	207,000	268,600	335,100	420,000
	4	164,200	208,700	270,900	337,100	421,700
	5	165,800	210,500	273,400	339,300	423,200
	6	167,700	212,100	275,800	341,200	424,700
	7	169,500	213,800	278,000	343,400	426,600
	8	171,300	215,400	280,200	345,300	428,500
	9	173,000	217,200	282,300	347,000	430,300
	10	175,100	219,100	284,600	349,100	432,100
	11	177,100	221,000	287,000	351,200	434,000
	12	179,100	222,900	289,100	353,300	435,800
	13	181,000	224,400	291,500	355,400	437,500
	14	183,200	226,400	293,500	357,400	439,400
	15	185,400	228,400	295,400	359,400	441,200
	16	187,600	230,400	297,400	361,400	443,100
	17	189,800	232,200	299,500	363,000	444,800
	18	192,400	234,900	301,900	364,900	446,600
	19	194,900	237,600	304,400	366,700	448,400
	20	197,400	240,300	307,100	368,700	450,200
	21	199,900	242,900	309,300	370,300	451,800
	22	201,600	245,700	311,700	372,200	453,500
	23	203,300	248,300	313,900	374,000	455,400
	24	205,000	251,000	316,500	375,900	457,100
	25	206,500	253,500	319,100	377,200	458,800
	26	208,000	255,900	321,400	379,000	460,400
	27	209,700	258,400	323,600	380,800	462,000
	28	211,300	260,700	325,700	382,700	463,500
	29	212,800	263,300	327,900	384,500	465,000
	30	214,500	265,700	329,600	386,400	466,300
	31	216,200	267,900	331,700	388,300	467,600
	32	217,900	270,100	333,500	390,300	468,900
	33	219,300	272,200	335,300	392,000	470,100
	34	221,100	274,400	337,400	393,700	470,800
	35	222,900	276,600	339,500	395,300	471,500
	36	224,700	278,500	341,500	397,100	472,200
	37	226,200	280,800	343,600	398,300	472,800
	38	228,000	282,700	345,700	399,800	473,400
	39	229,800	284,600	347,900	401,200	474,000
	40	231,600	286,600	350,000	402,600	474,600
	41	233,300	288,300	351,900	404,300	475,200
	42	235,000	290,600	354,000	405,700	475,800
	43	236,600	292,900	355,900	407,000	476,300
	44	238,200	295,400	358,000	408,500	476,800

	45	239,600	297,400	359,800	410,100	477,300
	46	240,900	299,800	361,800	411,400	477,800
	47	242,200	302,000	363,700	412,900	478,300
	48	243,400	304,600	365,700	414,500	478,700
	49	244,800	306,900	367,300	416,200	479,100
	50	246,300	309,300	369,100	417,600	
	51	247,500	311,600	371,000	419,200	
	52	249,000	313,800	373,000	420,700	
	53	250,100	316,000	374,800	422,400	
	54	251,300	318,000	376,600	423,900	
	55	252,700	320,000	378,400	425,500	
	56	253,700	321,800	380,100	427,100	
	57	255,000	323,700	381,600	428,600	
	58	256,000	325,800	383,200	430,100	
	59	257,100	327,900	384,900	431,300	
	60	258,300	329,900	386,600	432,500	
	61	259,600	332,000	387,800	433,700	
	62	260,600	334,100	389,200	435,000	
	63	262,000	336,300	390,600	436,300	
	64	263,100	338,500	391,900	437,500	
	65	264,400	340,200	393,300	438,700	
	66	265,800	342,400	394,500	439,900	
	67	267,200	344,400	395,900	441,100	
	68	268,800	346,600	397,300	442,300	
	69	270,200	348,400	398,600	443,500	
	70	271,500	350,300	399,900	444,700	
	71	272,800	352,300	401,300	445,900	
	72	274,100	354,300	402,600	447,100	
	73	275,200	355,900	403,900	448,200	
	74	276,400	357,800	405,300	448,800	
	75	277,700	359,600	406,700	449,300	
	76	278,500	361,500	408,000	449,800	
	77	279,700	363,300	409,200	450,300	
	78	280,900	365,000	410,400	450,800	
	79	282,100	366,700	411,700	451,300	
	80	283,300	368,300	413,100	451,800	
	81	284,400	369,800	414,400	452,200	
	82	285,600	371,300	415,600	452,700	
	83	286,800	372,800	416,600	453,100	
	84	288,000	374,200	417,800	453,500	
	85	289,000	375,300	419,000	453,900	
再任	86	290,100	376,700	420,200	454,300	
用職	87	291,100	378,100	421,400	454,700	
員以	88	292,300	379,400	422,400	455,100	
外の	89	293,400	380,700	423,500	455,400	
職員	90	294,500	382,000	424,500		
	91	295,700	383,200	425,500		
	92	296,900	384,500	426,500		

93	297,400	385,800	427,400
94	298,400	386,900	428,200
95	299,500	388,200	429,000
96	300,700	389,400	429,800
97	301,700	390,800	430,600
98	302,800	391,800	431,000
99	303,800	392,900	431,400
100	304,900	393,900	431,800
101	305,800	394,800	432,200
102	306,900	395,800	432,500
103	308,000	396,900	432,800
104	309,000	398,000	433,100
105	309,600	398,700	433,400
106	310,500	399,600	433,700
107	311,300	400,500	434,000
108	312,100	401,400	434,200
109	313,000	402,200	434,400
110	313,400	403,100	434,700
111	313,800	403,900	435,000
112	314,300	404,700	435,200
113	314,900	405,300	435,400
114	315,300	406,000	435,700
115	315,800	406,700	436,000
116	316,300	407,400	436,200
117	316,900	408,000	436,400
118	317,400	408,500	436,700
119	317,800	408,900	437,000
120	318,300	409,300	437,200
121	318,800	409,700	437,400
122	319,200	410,000	
123	319,700	410,300	
124	320,200	410,500	
125	320,800	410,700	
126	321,100	411,000	
127	321,400	411,300	
128	321,700	411,500	
129	321,900	411,700	
130	322,200	412,000	
131	322,500	412,300	
132	322,800	412,500	
133	323,000	412,700	
134	323,200	413,000	
135	323,400	413,300	
136	323,700	413,500	
137	324,000	413,700	
138	324,200	414,000	
139	324,500	414,300	
140	324,800	414,500	

141	325,000	414,700				
142	325,200	415,000				
143	325,500	415,300				
144	325,700	415,500				
145	326,000	415,700				
146	326,200	416,000				
147	326,500	416,300				
148	326,800	416,500				
149	327,000	416,700				
150	327,200	417,000				
151	327,500	417,300				
152	327,800	417,500				
153	328,000	417,700				
154	328,300					
155	328,600					
156	328,800					
157	329,000					
158	329,300					
159	329,600					
160	329,800					
161	330,000					
162	330,300					
163	330,600					
164	330,800					
165	331,000					
166	331,300					
167	331,600					
168	331,800					
169	332,000					
170	332,300					
171	332,600					
172	332,800					
173	333,000					
174	333,300					
175	333,600					
176	333,800					
177	334,000					
再任用職員	233,500	273,800	302,500	330,600	414,700	

備考1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

千 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	159,700	175,500	263,800	292,700	406,200
	2	161,200	177,600	266,300	295,300	407,700
	3	162,700	179,700	268,600	298,200	409,200
	4	164,200	181,900	270,900	300,600	410,700
	5	165,800	183,900	273,400	303,100	412,100
	6	167,700	186,100	275,800	305,400	413,500
	7	169,500	188,300	278,000	307,700	415,000
	8	171,300	190,500	280,200	310,100	416,600
	9	173,000	192,700	282,300	312,500	418,000
	10	175,100	195,500	284,600	314,900	419,400
	11	177,100	198,200	287,000	317,600	420,800
	12	179,100	200,900	289,100	320,500	422,100
	13	181,000	203,700	291,500	322,900	423,400
	14	183,200	205,400	293,500	324,800	424,800
	15	185,400	207,000	295,400	326,700	426,200
	16	187,600	208,700	297,400	328,800	427,600
	17	189,800	210,500	299,500	330,800	428,800
	18	192,400	212,100	301,900	333,000	430,100
	19	194,900	213,800	304,400	335,100	431,300
	20	197,400	215,400	307,100	337,100	432,600
	21	199,900	217,200	309,300	339,300	433,700
	22	201,600	219,100	311,700	341,200	434,900
	23	203,300	221,000	313,900	343,400	436,200
	24	205,000	222,900	316,500	345,300	437,500
	25	206,500	224,400	319,100	347,000	438,800
	26	207,900	226,400	321,400	348,800	440,000
	27	209,500	228,400	323,600	350,700	441,000
	28	211,000	230,400	325,700	352,600	442,100
	29	212,700	232,200	327,900	354,400	443,300
	30	214,400	234,900	329,600	356,200	444,100
	31	216,100	237,600	331,700	357,900	444,900
	32	217,800	240,300	333,500	359,800	445,800
	33	219,100	242,900	335,300	361,100	446,700
	34	220,800	245,700	337,400	362,800	447,200
	35	222,500	248,300	339,500	364,300	447,700
	36	224,200	251,000	341,500	366,100	448,200
	37	225,600	253,500	343,500	368,000	448,700
	38	227,300	255,900	345,400	369,500	449,200
	39	229,000	258,400	347,400	370,800	449,700
	40	230,700	260,700	349,300	372,400	450,100
	41	232,300	263,300	350,800	373,500	450,500
	42	234,000	265,700	352,600	374,900	450,900
	43	235,600	267,900	354,200	376,300	451,300
	44	237,200	270,100	355,900	377,800	451,700

	45	238,900	272,200	357,700	379,200	452,100
	46	240,400	274,400	359,400	380,800	452,500
	47	241,700	276,600	360,700	382,400	452,900
	48	243,100	278,500	362,300	383,900	453,300
	49	244,300	280,800	363,500	385,300	453,600
	50	245,700	282,700	365,000	386,800	
	51	247,100	284,600	366,600	388,300	
	52	248,300	286,600	368,200	389,700	
	53	249,400	288,300	369,600	390,900	
	54	250,800	290,600	371,100	392,200	
	55	252,000	292,900	372,600	393,300	
	56	253,000	295,400	374,100	394,400	
	57	254,200	297,400	375,600	395,800	
	58	255,400	299,800	377,000	397,000	
	59	256,500	302,000	378,400	398,200	
	60	257,700	304,600	379,700	399,500	
	61	259,100	306,900	380,600	400,700	
	62	259,900	309,300	381,800	401,700	
	63	261,100	311,600	383,000	403,100	
	64	262,000	313,800	384,100	404,400	
	65	263,000	316,000	385,000	405,600	
	66	264,400	318,000	386,200	406,700	
	67	265,500	320,000	387,200	407,900	
	68	266,800	321,800	388,300	409,000	
	69	268,400	323,700	389,500	410,000	
	70	269,900	325,800	390,500	411,200	
	71	271,200	327,900	391,600	412,400	
	72	272,600	329,900	392,800	413,600	
	73	273,600	332,000	393,800	414,200	
	74	274,600	334,100	394,900	415,000	
	75	275,800	336,300	396,000	415,700	
	76	276,600	338,500	397,100	416,200	
	77	277,800	340,200	398,000	416,500	
	78	278,900	342,100	398,900	416,900	
再任用職員以外の職員	79	280,100	343,800	399,900	417,300	
	80	281,300	345,600	400,900	417,700	
	81	282,500	347,400	401,700	418,000	
	82	283,400	349,200	402,500	418,400	
	83	284,600	350,600	403,200	418,800	
	84	285,800	352,400	404,000	419,100	
	85	286,700	353,600	404,700	419,400	
	86	287,600	355,200	405,500	419,800	
	87	288,300	356,700	406,200	420,200	
	88	289,300	358,200	406,900	420,500	
	89	290,300	359,500	407,500	420,800	
	90	291,200	360,800	408,200	421,100	
	91	292,100	362,200	408,700	421,400	
	92	292,900	363,600	409,400	421,600	

93	293,200	365,100	409,800	421,800
94	293,900	366,400	410,200	422,100
95	294,600	367,700	410,500	422,400
96	295,400	368,900	410,800	422,600
97	296,200	369,900	411,100	422,800
98	297,000	370,900	411,400	423,100
99	297,800	371,900	411,700	423,400
100	298,500	372,900	411,900	423,600
101	299,400	373,800	412,100	423,800
102	299,900	374,800	412,400	424,100
103	300,400	375,800	412,700	424,400
104	300,900	376,800	412,900	424,600
105	301,100	377,600	413,100	424,800
106	301,500	378,500	413,400	
107	301,800	379,400	413,700	
108	302,000	380,400	413,900	
109	302,200	381,200	414,100	
110	302,400	382,200	414,400	
111	302,700	383,200	414,700	
112	303,000	384,200	414,900	
113	303,200	384,800	415,100	
114	303,400	385,700	415,400	
115	303,600	386,600	415,700	
116	303,900	387,500	415,900	
117	304,200	388,300	416,100	
118	304,500	389,000	416,400	
119	304,800	389,800	416,700	
120	305,100	390,600	416,900	
121	305,300	391,200	417,100	
122	305,500	392,000		
123	305,700	392,700		
124	306,000	393,400		
125	306,300	394,000		
126	306,500	394,700		
127	306,800	395,200		
128	307,000	395,800		
129	307,200	396,500		
130	307,500	397,100		
131	307,800	397,600		
132	308,000	398,100		
133	308,200	398,400		
134	308,500	398,700		
135	308,800	399,000		
136	309,000	399,300		
137	309,200	399,600		
138		399,900		
139		400,200		
140		400,500		

141			400,800			
142			401,100			
143			401,400			
144			401,700			
145			401,900			
146			402,200			
147			402,500			
148			402,700			
149			402,900			
150			403,200			
151			403,500			
152			403,700			
153			403,900			
154			404,200			
155			404,500			
156			404,700			
157			404,900			
158			405,200			
159			405,500			
160			405,700			
161			405,900			
162			406,200			
163			406,500			
164			406,700			
165			406,900			
再任用職員		224,700	270,600	297,600	323,900	404,700

備考1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2

第5条第1項の給料表

号給	給料月額
	円
1	396,700
2	455,500
3	515,500
4	595,500
5	692,500
6	790,500

第5条第2項の給料表

号給	給料月額
	円
1	330,700
2	366,700
3	393,500

別表第3

号給	給料月額
	円
1	374,700
2	421,500
3	471,500
4	532,500
5	607,500
6	709,500
7	829,500